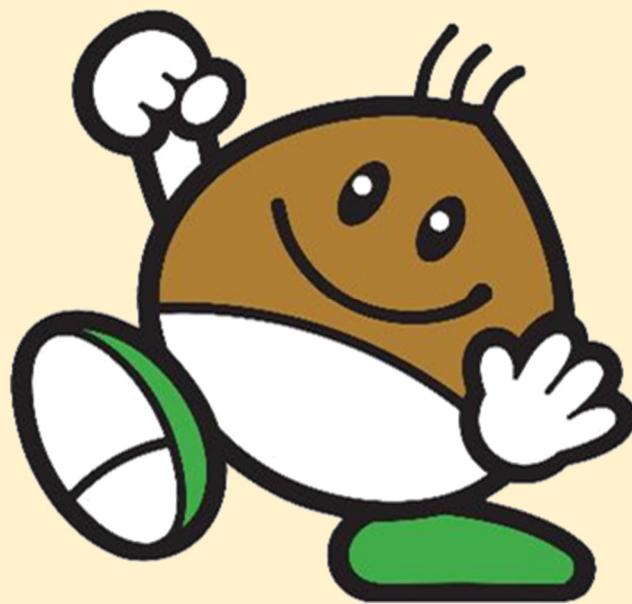


だれもが自分らしく生きることができる
公正で多様性に富んだ社会



ひとが輝くパートナープラン
〈栗東市男女共同参画プラン 第6版〉

概要版

令和3（2021）年3月

栗東市



I. 「男女共同参画社会」ってなんだろう？

「男女共同参画社会」とは、

- 性別などに関係なく、誰もが対等な社会の一員として認められ、
 - 誰もが社会のいろいろな分野で活躍できて、
 - 誰もが政治的、経済的、社会的、さらに文化的な利益を平等に受け取ることができ、
 - 誰もが社会に対して責任を分かち合う
- …このような条件が満たされた社会のことをいいます。

II. プラン策定の趣旨



栗東市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成7年に「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」を策定し、順次改定を重ねながら、男女共同参画社会づくりに努めてきました。

しかし、いまだ次のような状況や課題がみられます。

- 「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が一部に残っている
- 家事・育児・介護などの家庭責任が女性に偏っている
- ドメスティック・バイオレンス（DV）が、なくなっていない
- 安心して家庭と仕事を両立できる環境づくりが必要
- 多様な視点から防災について普段から検証し、「誰も取り残さない防災」体制が必要
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、失業やDV・性暴力、自殺者の増加などをはじめ、特に女性への影響が深刻となっている

こうした課題への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをいっそう加速させるため、このほど「栗東市 ひとが輝くパートナープラン（栗東市男女共同参画プラン 第6版）」を策定しました。

栗東市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、
互いに認めあい、支えあい、自分らしく、
いきいきと生きることができる栗東市民であるために、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

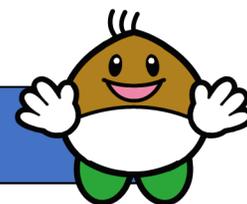
- 一. 性別による役割分担意識や制度、慣習にとらわれないまちをつくり
ます。
- 一. 家庭、地域、学校、職場等で、ともに参画し、責任を分かちあ
うまちをつくります。
- 一. 男女平等の理念に基づいて、子どもを育てるまちをつくり
ます。
- 一. 国際社会の一員として、ともに地球環境を守るまちをつくり
ます。

平成14（2002）年3月22日制定

栗東市では、平成14（2002）年
に県内で2番目となる「栗東市
男女共同参画都市」を宣言するな
ど、市民とともに様々な取組みを
展開しています。



Ⅲ. プランの概要



1. プランの基本理念

前述の栗東市の男女共同参画を取り巻く状況や課題、さらに全国的な社会情勢や国際社会の動向も踏まえ、このプランでは、「誰もが平等である」という基本的な人権尊重意識の醸成と、「性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境」を整えるための取組みを進めます。

こうしたプランの方向性を示すものとして、基本理念を次のとおり定めます。

基本
理念

**だれもが自分らしく生きることができる
公正で多様性に富んだ社会**

2. 全体を通じた重要な視点

このプランを推進するにあたり、特に重要な視点を以下の2点とし、常に意識して取り組みます。

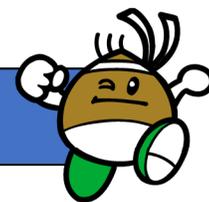
(1) 性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮できている

家庭・地域・職場など多くの場面で、性別にかかわるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）や慣習などにより、個人の能力が十分に発揮できていない現状があります。誰もが個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることのできる社会をつくるためには、多様な性のあり方や価値観、暮らし方などを等しく尊重し、社会の“当たり前”を必要に応じて変革し、男女共同参画社会の理念を実現することが重要となります。

(2) ワーク・ライフ・バランスを実感できる

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現には、誰もがライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らし方や働き方ができる環境が必要です。また、生活基盤である有償労働と無償労働（家事・子育て・介護等）において、性別にかかわらず誰もが等しく責任を担い合うことも重要で、女性のエンパワーメントを高める土台づくりにもつながります。さらに、性別にかかわらず子育て・介護・社会活動等に参画することは、知識や視野、人間関係を広めるなど、人生の豊かさにもつながります。

IV. 取組みの内容



このプランでは前プラン(第5版)の施策を継承しつつ、施策の見直しや新規施策の追加などを行い、以下のような取組みを推進します。

基本目標 1 人権の尊重と意識の醸成



(1) 男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消

① 保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進

幼少期から、男女共同参画や人権尊重の視点に立った保育・教育を推進します。

② 家庭、地域社会における教育、学習の推進

生涯学習などを通じて、幅広い世代に男女共同参画の意識と実践が根付くような取組みを行います。

③ 男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画が男性の自己実現にもつながるものであるとの理解が深まるよう、啓発などを行います。

(2) 多様性についての理解促進

① 性の多様性を理解するための教育・学習の推進

性別や多様な性のあり方を、個性として等しく尊重し合うための教育や学習機会の提供を行います。

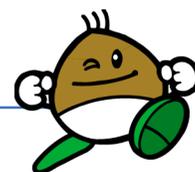
② 個性の尊重に対する理解促進

多文化共生へ向け、誰もが個性を尊重し合い、個性や能力が発揮できるよう、意識の高揚を図ります。

(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進

① メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進

市の情報発信において男女共同参画の視点から適切か点検を行うとともに、市民のメディアリテラシー(情報を正しく読み取る力)の向上を図ります。



(1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の推進

①誰もが対等に働く機会の提供

就職や就労などで性別などを理由に不利益を受けないよう、職場での男女共同参画を推進します。

②働く場における女性の活躍推進

働く場で、役員や管理職などへの女性の参画が進むよう、事業者や団体等に対する啓発を推進します。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和がとれた多様な働き方ができるよう、市民や事業者などに啓発や働きかけを行います。

②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進

子育てや介護などの負担軽減策を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスに対する市民の理解を深めるための啓発を行います。

③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進

誰もが家事・育児・介護等に参画し、地域とのかかわりを持つことでワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、支援を行います。

(3) 多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上

①働きやすい職場環境の推進

個性や能力などに応じた多様な働き方ができる職場環境の整備や職場での男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの促進を事業者に働きかけを行います。

②女性の就業・起業の支援

女性の職業能力の開発や、起業・創業、再就職などを支援し、女性が活躍できる環境をつくります。





基本目標 3 参画と協働による地域づくり

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

①地域防災活動における女性参画の拡大

防災対策などを決定する場への女性の参画を促進し、男女共同参画の観点から防災体制を整備します。

②地域活動における男女共同参画の推進

市民の地域活動に対し、男女共同参画の視点による活動支援を行います。

(2) 様々な分野における男女共同参画の推進

①様々な分野での男女共同参画の推進

女性が少ない分野での男女共同参画を推進します。性別にとらわれないキャリア教育を実施します。

②男女共同参画の視点を持つ活動の推進

男女共同参画の視点を持つ市民活動と、積極的に連携を行います。

基本目標 4 安全安心な暮らしの実現



(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶

①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実

DVの防止・根絶に向け、相談体制の充実や被害者の支援、加害者への働きかけなどを行います。

②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み

ジェンダー等に由来する様々な暴力の防止に向け、相談支援体制の充実や、人権教育の充実を図ります。

(2) 困難を抱える人々への支援

①困難を抱える人々への支援

複合的に困難な状況に置かれている人が、安心して暮らせるよう、様々な支援で課題解消を目指します。

(3) 生涯を通じた健康づくり

①性の尊重と健康についての意識の醸成

性の尊重や妊娠・出産等に関する当事者の主体性を確保するため、情報や教育・学習機会を提供します。

②健康づくりへの支援

健康や女性の妊娠・出産に対する支援、性感染症など様々な感染症についての情報提供・周知を行います。

基本目標 5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映



(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

① 審議会や委員会への女性参画の促進

市の審議会や委員会で女性委員の割合が向上するように、数値目標を定めて取組みを推進します。

② 庁内における男女共同参画の推進

市役所内での男女共同参画の推進に努め、誰もが安心して働ける職場環境づくりを目指します。

(2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

① 男女共同参画の視点による防災体制の整備

万一の災害時に備え、男女共同参画の視点に立った防災体制の整備を推進します。

② あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

市が実施するあらゆる施策や事業について、男女共同参画の視点を反映させる取組みを推進します。

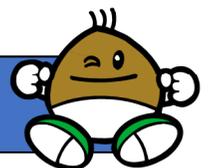
③ 事業者や関係団体との連携推進

市内の事業者や団体等との連携を深め、官民協働による男女共同参画社会づくりを推進します。

④ 国際的な取組みとの協調

男女共同参画の国際的な動向や、男女共同参画とも関連が深いSDGs（エス・ディー・ジーズ）の動向などについて、啓発を行います。

V. 推進体制



男女共同参画は、市政のあらゆる分野に関連することから、庁内はもとより、市民、市内の事業者や各種団体等とも連携した、全市的な体制でプランを推進します。

また、定期的に進捗状況を確認し、継続的な評価・検証・見直しを行います。

- 庁内組織である『栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会』を中心に、関係部局との連携強化を図り、取組みを加速していきます。
- 市民自らが男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動を行います。
- 男女共同参画に関する活動を行う団体や事業者などとの連携を図りながら、施策を推進します。
- 国・滋賀県や近隣自治体との連携を図るとともに、本市からの情報発信を積極的に行います。

エス・ディー・ジーズ

SDGs と男女共同参画

SDGs (エス・ディー・ジーズ) は Sustainable Development Goals の略で、日本語では「持続可能な開発目標」とも呼ばれます。環境問題や貧困問題など、世界が抱える様々な課題の解決に向け、国連加盟 193 国が掲げた目標です。

2030 年までに達成すべき目標として、全部で 17 のゴール(目標)と 169 のターゲット(より具体的な目標)から構成されています。

また、すべての取組みについて、男女共同参画の視点を反映させるという原則が示されています。17 のゴールの中でも、特に男女共同参画と関連の深い9つを紹介します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



困ったとき、悩んだときはこちら — 相談窓口一覧 —



| | | | |
|------------------------------|--------------|------------------------|---------------|
| 配偶者暴力相談支援センター | | 児童相談所全国共通ダイヤル | 189 (いちはやく) |
| ①中央子ども家庭相談センター | 077-564-7867 | 性暴力被害者総合ケアワンストップ | 090-2599-3105 |
| ②滋賀県立男女共同参画センター | 0748-37-8739 | びわ湖 SATOCO (サトコ) | |
| 女性の人権ホットライン (大津地方務局) | 0570-070-810 | 滋賀マザーズジョブステーション | 077-598-1480 |
| 子どもの人権110番 (大津地方務局) | 0120-007-110 | 草津駅前 | |
| 子どもに関する相談 (中央子ども家庭相談センター) | 077-562-1121 | 心配ごと相談 (栗東市社会福祉協議会) | 077-554-6105 |

DV
相談ナビ

はれれば
8008

相手といると、怖いと感じたり緊張したりしていませんか？

暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。相手との関係が「つらい」「なにかがおかしい」と感じていたら、一度ご相談ください。(発信場所から最寄りの相談窓口につながります)

栗東市 ひとが輝くパートナープラン
＜栗東市男女共同参画プラン 第6版＞
概要版

発行年月/令和3年3月 編集・発行/栗東市
〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
TEL/077-551-0290 FAX/077-551-0432